

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームひまわりの郷 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条 (目的)

社会福祉法人北叡会が設置運営するグループホームひまわりの郷（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の立場に立った、適切かつ円滑なサービスの提供を確保することを目的とします。

第2条 (事業の目的)

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的環境の中で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

第3条 (運営の方針)

本事業において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する市町村・告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかり易く説明します。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、内部及び外部評価を行います。

第4条 (事業所の名称及び所在地等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 グループホームひまわりの郷 ぬくぬく・ぽかぽか (各ユニット)
- (2) 所在地 江別市上江別西町13丁目3番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第5条 (従業者の職種・員数及び職務内容)

本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人 (常勤兼務1人)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 2人(常勤兼務1人・非常勤専従1人)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員 19人(常勤専従9人・常勤兼務1人・非常勤専従9人)
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (4) 看護職員 訪問看護ステーションとの連携
24時間、いつでも連絡・相談ができ、必要時訪問し、主治医への連絡・連携が可能な体制を確保。
- (5) 夜間対応職員 2人(常勤・非常勤16人で配番)
夜勤者(不審者対応)により夜間の管理体制を図る。

第3章 利用定員・サービスの内容

第6条(利用定員)

利用定員は、18名(1ユニット 9名)とします。

第7条(介護の内容)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとします。

- (1) 利用者の心身の状況に応じた介助
- (2) 日常生活上の家事等の活動介助
- (3) 日常生活上の趣味・嗜好に応じた活動援助
- (4) 日常生活上の相談、行政機関等への必要な手続き等の援助
- (5) その他、利用者に対する便宜の提供

第8条(介護計画の作成)

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び、そのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を作成します。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得ます。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行います。

第9条(利用料金等)

本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定の代理受領サービスであるときは、その1割の額とします。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、入居者から支払いを受ける利用の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差異が生じないようにします。
- 3 前2項のほか、次に掲げる基準に該当する場合にはその定めた費用を徴収します。
 - (1) 家賃 40,000円/月
 - (2) 食材費 31,500円/月
 - (3) 水道・光熱費 19,000円/月
 - (4) 冬期暖房費 9,000円/月(10月～翌年5月)
 - (5) その他日常生活上通常必要となる費用で、利用者の負担が適当と認められる費用の実費
- 4 月の途中における入居又は退去については日割り計算とします。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、指定日までに受けるものとします。
- 6 サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、サービスの内容およびその費用について説明し、入居者の同意を得るものとします。

第4章 留意事項

第10条(入退去到当たっての留意事項)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号に留意しなければならないこととします。

- (1) 利用者は努めて健康に留意し、健康に異常がある場合にはその旨を申し出ること。
 - (2) 健康状態に異常があり、通院が必要と判断される場合は、利用者および家族は可能な限り協力すること。
 - (3) 浴室を利用する際は、本事業所の許可を得て、介護者の見守りや介護を合理的な理由無く拒絶することがないこと。
 - (4) 食事その他家事等には可能な限り協力すること。
 - (5) 定められた場所以外および時間外に喫煙又は飲食をしないこと。
 - (6) 暴言、暴力、泥酔など他人に迷惑をかけること。
 - (7) 自らを傷つけるなど危険な行為をしてはならないこと。
 - (8) 安全確保のために行われる介護者の指示指導に対し、合理的な理由無く拒絶することがないこと。
 - (9) 本事業所において対応困難なサービスおよび事業においては、家族の協力を求めることがあること。
 - (10) 第16条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- 2 前項に該当する行為が改善されない場合や事項に該当した場合には、利用者および家族と協議した上で、退去してもらう場合があります。
 - 3 退去の条件は次の各号に該当する場合があります。
 - (1) 本人の強い希望、あるいは代理人となる家族等の要望
 - (2) 身の自立が極端に少ない方

- (3) 極端な暴力・暴言・自傷行為等で、他者との社会生活、共同生活を送ることが困難とされる場合
 - (4) 伝染病の疾患や医療的介護度が重く、入院を含む治療期間が長期間（原則1ヶ月以上）に渡ると判断される場合
- 4 退去に際して本事業所は、利用者および家族の意向を踏まえた上で、他の医療機関や福祉機関と協議し、可能限り介護の継続性が維持されるよう努めるものとします。

第5章 従業員の資質向上と質の確保

第11条（従業員の質の向上）

従業員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 職種に応じた研修 | 随時 |
| (3) 運営推進会議の設置と開催 | 概ね2ヶ月に1回 |

第12条（秘密の保持）

本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。

- 2 従業員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

第13条（衛生管理）

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

- 2 従業員は、感染症等に関する知識の習得に努めます。

第14条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者および家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとします。

第6章 緊急時、非常時の対応

第15条（緊急時における対応策）

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講じます。

第16条（非常災害対策）

非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

第 17 条（損害賠償）

利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

2 前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入します。

第 7 章 その他

第 18 条（記録の整備）

事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備します。

第 19 条（市町村との連携）

事業所は、妥当適切な認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 20 条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料、苦情処理体制、個人情報保護指針その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 21 条（協力医療機関）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めます。

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めます。

第 22 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

付則 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 7 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 25 年 11 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 27 年 1 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日に一部変更する。
この規程は、平成 28 年 2 月 23 日に一部変更する。
この規定は、平成 28 年 4 月 1 日に一部変更する。